

08年6月市議会質問(案)

08年6月16日(月)

5番 日本共産党 福間健治

日本共産党の福間健治です。通告に基づき順次質問します。

まず、後期高齢者医療制度についてです。

4月1日から、後期高齢者医療制度がスタートしましたが、実施初日から混乱つづきです。国保年金課には、20日あまりで苦情問い合わせは、6千件をこえました。また広域連合事務局にも2500件をこえています。

新聞各社の世論調査でも「評価しない」と応えた人は7割をこえ、世代を超えて国民の圧倒的多数が批判を高めています。

全国の地方自治体の3分の1にあたる580から、制度の見直し・中止撤回を求める決議・意見書が政府・国会に上がっています。我が党国会議員団にも500万をこえる署名が届けられています。全国6割の都道府県医師会も反対や批判の態度表明をしています。また野党4党は、5月23日、参議院に後期高齢者医療制度の廃止法案を提出、可決・成立し、審議は衆議院に移されることになりました。私もこれまで、スーパー前での宣伝・署名活動、自治会などへの同制度廃止の一点での申し入れなどをおこなってきましたが「高齢者の命を守ってください」「あらたな保険料負担は耐え難い」「わずかばかりの年金からの天引きは許せない」「貧乏人から保険証とりあげはやめてくれ」など、切実な声でばかりで、どこでも歓迎され、激励をうけました。

さて、市長は、3月市議会での我が党の代表質問に、同制度について「加入者への被保険者証の交付もはじまっており、本制度の円滑な導入と早期の定着に努める事が肝心と考える」と答弁されていますが、いまでもその姿勢はかわりませんか。民意を踏まえるなら同制度の実施中止と廃止の立場を明確にし、政府に要求していくべきで

はないでしょうか。見解を求めます。

次に後期高齢者医療制度への支援についてです。

政府も国民世論に押され、低所得者への保険料軽減対策などの検討をすすめて
しています。しかし、県内の高齢者医療に関わる問題であり、縣市町村の役割も重
要です。保険料軽減や検診事業の充実のために、大分県後期高齢者広域連合に県
への支援を求めると同時に・市町村でも一定の助成をおこなうべきではないでしょうか。
見解を求めます。

次に後期高齢者への施策の充実についてです。

3月市議会に引き続き、鍼灸マッサージの助成等についてです。これまで国保加入者
で、75才以上であっても、鍼灸マッサージの助成は年48回、1回1100円の助成があ
りました。しかし後期高齢者医療制度に移行することにより新制度が始まりましたが、最
高で年12回、1100円の助成、しかも対象は住民税非課税と制限が加えられました。
鍼灸マッサージ助成の大幅な削減です。これまでの平成18年度の利用者は全体で6
798人で、75才以上は2547人(37・46%)でした。

新制度での、4月度利用者は443人、申請件数803、金額は941、600円、5月
度は6月11日現在で利用者492人、申請件数197、金額10、79、100円と大幅に落
ち込んでいます。到底納得できるものではありません

ある鍼灸師は「4月からこれまで利用していた75才以上の方は一人もこなくなっ
た。」利用者からは「1回3000円から3500円の負担はなかなかできないこれまでど
おり使えるように働きかけてほしい」と、切実な声のとどけられています。

私の3月市議会一般質問、厚生常任委員会の質疑で、福祉保健部長は「医療的観
点の効果については今後把握していきたい」「実施状況みてから今後どうするか
の判断をしたい」旨の答弁をされています。

そこで質問ですが、①医療的観点の効果については把握はどのようになされたのでしょうか。②社会保険加入者からの利用とどれだけだったのでしょうか。

③2ヶ月間の利用の現状をみても明らかなように、新制度は大幅な抑制となっています。あらためて従前どおりの措置ができるよう早急に再検討すべきではありませんか。見解を求めます。

④後期高齢者移行にともない人間ドック、脳ドックへの助成も全廃されました。わずかな予算額です。必要な人にこれまでどおり措置するための検討を求めますが見解を求めます。

次に、生活保護行政についてです。

通院移送費の打ち切り・制限強化について質問いたします。

厚生労働省社会援護局長が、4月1日、全国の自治体に「生活保護法による医療扶助運営要領について」の一部改正について」題する通知がだされました。

これまで、病气療養中の生活保護利用者の入退院、通院等に関わる「通院移送費」については、「最低限度の移送を原則として現物給付する」とされてきました。

今回の通知は、「一般給付」が認められる場合は、緊急搬送やこれに準ずる4つの場合に限定し、これ以外の場合「例外的給付」が認められるのは、身体障害者、へき地からの移送などに限る。この場合でも「受診する医療機関は原則福祉事務所管内とする」としています。これは通院移送費の原則不支給への転換です。

また通院移送費の支給がなくなれば、生活費を切りつめて捻出せざるをえなくなり実質的な保護基準の引き下げとなり、生存権の侵害につながりかねません。さらに、重大な影響を及ぼす取り扱いの変更は、本来十分に実情を調査分

析し、自治体現場や生活保護利用者の意見を十分に聞いた上で慎重におこなうべきであるのに、拙速な手続きと合理的根拠を欠き、なんの落ち度もない生活保護利用者の必要不可欠な通院移送費の打ち切りに矛先をむけることは本末転倒といわなければなりません。

これは高齢加算廃止、母子加算の削減、原油・物価高に苦しむ生活保護利用者の生活をさらに圧迫するものです。憲法25条や生活保護法によって保障された生存権を奪うものです

そこで質問ですが、①政府・厚生労働省に、憲法と生活保護法を遵守し、通院移送費の打ち切り・制限強化をやめるよう強く要求していただくこと。

②通院移送費は医療扶助の範囲で適用するものであり、生活費を切りつめて通院費をださせるようなことはあってはならないと考えます、現段階で大分市福祉事務所はどのような対応をしているのでしょうか。以上2点について質問します。

次、学校選択制についてです。

私は、これまで「学校間格差」「地域連携の希薄化」などの多くの問題点を抱えている同制度の性急な全市への導入は中止すべきだとの指摘を繰り返してきました。

しかし、大分市教育委員会は、隣接校選択制の来年度からの全市導入に向けて、さる5月10日から6月1日にまで、すでに試行実施されている地域を除く、23中学校区を対象に説明会を実施し、参加者は407名と聞き及んでいます。説明会をするにあたっては、制度の良い悪いは別として、選択をせまられる来年入学予定の児童、生徒及びその保護者に制度の内容について、理解と納得が得られるものでなくてはならないと考えます。この立場からするなら、今回の説明会は、行政の説明責任を果たしているとは、とてもいえるものではありません。

そこで質問しますが、①来年入学予定対象者への周知はどのようにおこなわれたのでしょうか。②説明会には対象となる児童・生徒及びその保護者は何人、何%の参加があったのでしょうか。③関係者が参加しやすいように、小学校区単位での説明会を再度おこなうべきです。④関係する自治会や教職員への説明会もあつてしかるべきなのに、なぜおこなわなかったのでしょうか。今後、関係する自治会や教職員を対象にし、説明会をおこなうべきです、見解を求めます。

次に地域の問題で2点質問いたします。

まず、大友氏館跡整備計画についてです。2006年、2月24日、大分市都市計画審議会で、大友氏館跡歴史公園指定区域の拡大変更が承認され後、これまで数回にわたり申し入れなどをおこなってきました。先般2008年度事業実施にあたり、大分市都市計画審議会の付帯意見を尊重し、誠意をもって対応していただくことを求め、1、現在すすめている計画は、大友氏の歴史的評価の変貌や市財政の厳しい折、必要最小限の規模に縮小すること。2、隣接地に居住を希望する地権者には、これが可能となるように計画を見直すこと。当面、駅高架下の利用について、県・市・JRとの協議がすすめられていると聞き及んでいますが、大友氏館跡歴史公園の駐車場として、使えるように強く働きかけること。を要望いたしました。

執行部は、現時点での想定では、平成24年度終盤には、地元のみなさんと協議等を行う中で、公園の区域がほぼ定まってくるものと考えている。移転地については、可能な限り地権者及び居住者の意向を尊重するよう努力する。よって、県・市の高架下利用が可能となった時点において、公園区域の全体計画と合わせた検討をおこなうと考えていると回答をいただきました。

そこで質問ですが、高架下の利用協議を促進する上で、障害となっているもの、解

消しなければいけない問題はどのようなものがありますか、見解を求めます。

2点目は、南大分地区の雨水排水対策についてです。

私は05年（平成17年）9月市議会で、同年7～8月に5千世帯を対象に実施したアンケート結果を踏まえ、南大分地区の雨水排水の抜本対策を要望し、当時の下水道部長は「今後とも樋門の新設や雨水幹線の整備等の整備を計画的に進めていく」と答弁されています。また06年6月には、南大分を住みよくする会のみなさんと南大分地区一帯の実態調査を実施し、これに基づき抜本的・緊急的な対策を講ずること」などを要望し、これまで数回の現地調査にも立ち会いました。そこで質問しますが、これまで豊饒・畑中・明礪・田中地区の浸水地帯解消のための整備はどのようにすすめられてきたのでしょうか。今年度事業で、ほぼ浸水地域解消のめどはつくのでしょうか。合わせて見解を求めます。初回の質問を終わります。